

人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同相談
所開設のお知らせ

8月18日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

■期間

8月28日(金)～9月3日(木)

■時間

平日：8:30～19:00

土・日曜日：10:00～17:00

■相談内容

いじめや虐待などの子どもに関する人権なんでも相談

相談は無料で、秘密は厳守されます。

お気軽にご相談ください。

■相談員

法務局職員または人権擁護委員

■お問い合わせ

和歌山地方法務局人権擁護課

和歌山県人権擁護委員連合会

☎073・422・5131



☎ 0120・007・110 (全国共通・無料)

預けて安心!

自筆証書遺言保管制度が開始されました

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局でお預かりすることで、紛失等の遺言書作成後のトラブルが解消される上、家庭裁判所の検認も不要となります。

「終活」等が浸透しつつあると言われていますが、ご自身の財産をご家族等へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本税度をご活用ください。

【問い合わせ先】

和歌山地方法務局供託課

☎073・422・5131

御坊支局

☎22・0335



**産業建設課
お知らせ**

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

森林の立木を伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。



森林の立木伐採について

【届出等の時期について】

■普通林の場合

・伐採する90日～30日前までに届出が必要

■保安林の場合

・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要

・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要

・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

【無届伐採に対する罰則】

■普通林の場合

・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

■保安林の場合

・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

【<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014090400112/>を]覧ください(上のQRコードからもアクセスできます)。

森林の土地の所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。



■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。町ホームページ

【<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014090400235/>からダウンロードできます。】



森林の土地の所有者届出書

②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

詳しくは産業建設課(☎63・3806)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。

